

答 申 第 1 1 号

鎌情・個審査第58号
平成24年 2月13日

鎌倉市議会議長 伊 東 正 博 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて（答申）

平成23年2月23日付け鎌議第1756号で諮問のあった行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

異議申立人による「議会事務局長の平成22年度実績評価（自己評価）を作成するための根拠となる『目標設定達成状況シート』の計算根拠の資料一式」及び「平成21、22年度の実績評価（自己評価）を作成するための伺い及び起案書」の公開請求に対して実施機関鎌倉市議会が平成23年1月28日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成23年1月14日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日、条例第4号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、実施機関鎌倉市議会（以下「実施機関」という。）に対し「議会事務局長の平成22年度実績評価（自己評価）を作成するための根拠となる『目標設定達成状況シート』の計算根拠の資料一式」及び「平成21、22年度の実績評価（自己評価）を作成するための伺い及び起案書」の公開請求を行った。

実施機関は、平成23年1月28日付け鎌倉市議会指令議第1011号で異議申立人に条例第7条第1項により行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、「議会事務局長の平成22年度実績評価（自己評価）を作成するための根拠となる『目標設定達成状況シート』の計算根拠の資料一式」及び「平成21年度の実績評価（自己評価）を作成するための伺い及び起案書」について不存在とし、「平成22年度の実績評価（自己評価）を作成するための伺い及び起案書」について公開した。

異議申立人は、平成23年2月10日付けで、本件処分のうち「議会事務局長の平成22年度実績評価（自己評価）を作成するための根拠となる『目標設定達成状況シート』の計算根拠の資料一式（以下「本件対象文書」という。）」を不存在とした処分の取り消しを求めて異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人の趣旨は、本件処分のうち、本件対象文書を不存在とした部分について、取り消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人から平成23年5月10日付けで提出された意見書及び平成23年11月14日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 平成23年1月28日付け鎌倉市議会指令議第1011号行政文書一部公開決定通知書の「公開しない部分の概要及び理由」によれば、本件対象文書は、「平成23年3月時点の議会事務局長の実績評価に使用する目的で、市議会議員全体の資質向上の傾向把握のために平成22年12月定例会終了時に『目標設定達成状況シート』を作成しましたが、その計算根拠となる事務局職員が作成した資料については、定例会での傾向の把握が終了した段階で価値が消滅したため、存在していません。」ということである。

しかし、本件対象文書は勤務中に作成された文書で公金が使用されているため、6月、9月、12月、翌2月の定例会ごとにデータ入力している文書が、12月定例会終了後に途中で存在しなくなるとは考えられない。全データを削除した上で、一から表を作り直すということは合理的ではなく、通常であれば、点数そのものを●にするなどして見えないようにするだけであり、データは残っているのではないかと考えられる。全てのデータが削除されたとすると、それはデータを公開しないために削除したとしか考えられず悪質な隠ぺいではないかと考える。

イ 本件対象文書は、表計算ソフトを用いて作成した表に数値を入力することにより作成したもので議会事務局のパソコンで作成している。仮に削除したために不存在としても、パソコン上のゴミ箱からも削除してしまったファイルを復元するソフトを使用することによりファイルを復元することはできるので、文書は不存在とはいえない。

さらに、本件対象文書のデータが、共有ファイルサーバ上で管理され、削除されたデータの保管はサーバにより異なるため、ファイルの復元は難しいかもしれないが、実施機関が何らかの方法で復元を試みたのか疑問であり、復元する方法は他にもあると考える。

4 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

実施機関の平成23年3月8日付け決定理由説明書及び平成23年8月15日実施の口頭による決定理由説明聴取を総合すると、本件対象文書を一部公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 経緯について

本件対象文書を基に作成された『目標設定達成状況シート』とは、議会事務局長から総務部長あてに年度末に提出する「目標設定シート」のうち、「目標No. 1 議員の資質向上」に記載した実績評価（自己評価）の達成状況を補足説明するための資料である。本件対象文書は、「議会事務局長の平成22年度実績評価（自己評価）を作成するため、議会事務局長の依頼により、運転員を除く議会事務局職員がそれぞれ作成した、10項目の評価項目ごとに市議会議員各員の達成度を記載及びそれを集計した表」である。各職員はそれぞれ職場のパソコンから共有ファイルサーバ上に作成された書式に入力するか、又は紙ベースの書式に記入することにより作成した。

各職員に対する議会事務局長からの指示は、議員ごとの評価点は不要であり、評価項目ごとの集計得点のみを「傾向」として伝えてほしいとのことであったため、各職員は傾向の得点のみを議会事務局長に伝え、ファイルの場合は削除し、紙の場合は廃棄した。議会事務局長は、各職員から伝えられた得点を傾向集計用ファイルに入力し、それを基に『目標設定達成状況シート』を作成した。

各職員がファイル入力したデータの管理は、各自の職場のパソコンではなく共有ファイルサーバ上で行っていたため、ファイルの復元はできない。

(2) 本件対象文書の削除又は廃棄の理由について

本件対象文書は、あくまで『目標設定達成状況シート』を作成するためのものであり、『目標設定達成状況シート』完成後は保存しておく必要がなくなったため、削除又は廃棄した。これは、議員個人を職員が評価することが目的ではなく、議員全体の資質向上の達成傾向の把握が目的であり、議会事務局長が『目標設定達成状況シート』を作成し終えた段階でその価値が消滅したと判断したためである。

異議申立人は、「本件対象文書は勤務中に作成された文書で公金が使用されているため、6月、9月、12月、翌2月の定例会ごとにデータ入力している文書が12月定例会終了後に年度の途中で存在しなくなることは考えられない。」と主張するが、決裁のうえ、総務部長に提出する『目標設定達成状況シート』は鎌倉市行政文書管理規則（平成14年3月規則第20号。以下「行政文書管理規則」という。）に規定する保存期間内は保存すべきものであるが、本件対象文書は『目標設定達成状

況シート』を作成するための資料であり、その作成により役割を終えるので、削除及び廃棄したことに問題はないと考えている。

また、異議申立人は、本件対象文書は「6月、9月、12月、翌2月の定例会ごとにデータ入力している文書」であるとしているが、平成22年度の実績評価は、11月に理事者との面談が終了した後に自己評価の目標を設定し、総務部長あてに「目標設定シート」を提出したため、12月定例会終了時から開始したもので、『目標設定達成状況シート』を作成したのは12月定例会分のみである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「議会事務局長の平成22年度実績評価（自己評価）を作成するための根拠となる『目標設定達成状況シート』の計算根拠の資料一式」である。

異議申立人は、本件対象文書は「6月、9月、12月、翌2月の定例会ごとにデータ入力している文書」であると主張しているが、実施機関によれば、平成22年度の実績評価は、平成22年11月の理事者との面談が終了した後に自己評価の目標を設定し、総務部長あてに提出した「目標設定シート」に基づいて作成しているため、平成22年12月定例会終了時にだけ『目標設定達成状況シート』を作成した、とのことであるから、本件対象文書は、平成22年12月定例会終了後作成された『目標設定達成状況シート』の計算根拠の資料一式のことであり、その内容は、議会事務局長の平成22年度実績評価（自己評価）を作成するため、議会事務局長の依頼により、運転員を除く議会事務局職員各員がそれぞれ作成した、10項目の評価項目ごとに市議会議員各員の達成度を記載及びそれを集計した表である。

(2) 本件対象文書の行政文書性について

実施機関の説明によれば、本件対象文書は、『目標設定達成状況シート』作成のための「資料」に過ぎないということであるから、情報公開の対象となる行政文書に該当するか否か、以下、検討する。

この点、条例第2条第2号に規定されている行政文書の定義は、「職員等（実施機関に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条の規定により教育委員会がその

服務について監督権限を有する者並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。」とされ、「次に掲げるもの」の一つとして「職員等により組織的に用いられていないもの」が挙げられている。

そして、鎌倉市「情報公開ハンドブック・Ⅱ解釈と運用の基準等」の解釈によれば、「職務上作成し、又は取得した」とは、「実施機関の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得した場合」をいい、「組織的に用いられて」いるとは、「組織において業務上の必要性から利用、保存している状態にあるもの」をいう。

この定義によれば、本件対象文書は、「議会事務局長の平成22年度実績評価(自己評価)を作成するため、議会事務局長の依頼により、運転員を除く議会事務局職員各員がそれぞれ作成した、10項目の評価項目ごとに市議会議員各員の達成度を記載及びそれを集計した表」であり、「各職員がそれぞれ職場のパソコンから共有ファイルサーバ上に作成された書式に入力するか、又は紙ベースの書式に記入することにより、作成したもの」であるとすれば、少なくとも議会事務局長と議会事務局職員各員の間では共用されており、組織的な共用はあると認められることから、行政文書であったと評価できる。

(3) 本件対象文書を削除又は廃棄したことの妥当性について

異議申立人が本件対象文書の公開請求を行った平成23年1月14日の時点で、実施機関は、本件対象文書について、ファイルの場合は削除、紙の場合は廃棄されており、既に存在していないとして、本件対象文書が不存在である旨の決定を行っている。

本件対象文書は、行政文書に該当するといえることから、行政文書の管理の方法及び行政文書の廃棄の時期について定める行政文書管理規則の規定に従って取り扱われることになる。行政文書の保存期間は、同規則第6条第1項に「30年・10年・5年・3年又は1年」と定められているが、同項ただし書には「軽易な行政文書で保存すべき期間が1年を要しないものについては、この限りでない。」とされている。

実施機関は、本件対象文書について、議員個人を職員が評価することが目的ではなく、議員全体の資質向上の傾向の把握が目的であり、議会

事務局長が『目標設定達成状況シート』を作成し終えた段階でその価値が消滅したとして、『目標設定達成状況シート』の完成後は保存しておく必要がなくなったため、同規則第6条第1項ただし書に規定する「軽易な行政文書で保存すべき期間が1年を要しないもの」に当たると判断したとする。

また、行政文書の廃棄の時期については、同規則第10条第1項で「第6条第1項ただし書に規定する軽易な行政文書で保存すべき期間が1年を要しないものにあつては、事務処理上保存の必要がなくなったもの」につき「速やかに廃棄しなければならない。」としていることから、実施機関は、同項の規定に基づき本件対象文書を『目標設定達成状況シート』完成後の平成22年12月に、ファイルの場合は削除、紙の場合は廃棄したと主張する。

こうした実施機関の主張の当否について、当審査会で、以下のとおり、判断する。

まず、本件対象文書が、行政文書管理規則第6条第1項ただし書に定める軽易な文書に該当するか否かという点である。

そもそも本件対象文書は、実施機関が当審査会に提出した「鎌倉市新人事評価制度実施要領（実績評価・部次長職・平成21年6月付け）」の規定に基づき、議会事務局長が作成し、上司の決裁を経て、総務部長に提出する『目標設定達成状況シート』を作成するための資料として、議会事務局長に対し議会事務局職員各員が各々算定した「傾向」の得点を伝えるためだけに作成された表である、とのことである。

したがって、『目標設定達成状況シート』は、作成者である議会事務局長の人事評価の資料となる重要な行政文書であるが、『目標設定達成状況シート』を作成するための資料にすぎない本件対象文書について「軽易な行政文書で保存すべき期間が1年を要しない」とした実施機関の判断は、格別不合理とはいえない。

また、議会事務局長が「傾向」の得点を把握した後は、本件対象文書が存在しないと『目標設定達成状況シート』の意味が不明になるといった事実も認められないことから、『目標設定達成状況シート』完成後は、本件対象文書は、行政文書としての価値が消滅するとした実施機関の判断についても、格別不合理とはいえない。

以上から、平成22年12月に本件対象文書を削除又は廃棄した実施機関の事務処理については、適正なものであったと評価できる。

そのため、本件行政文書公開請求の時点で、本件対象文書は既に削除、廃棄されていたため不存在であるとした実施機関の処分についても、妥当なものであると判断する。

なお、異議申立人は、「仮にデータを削除してしまったため、本件対象文書が存在しないとしても、いったん削除したファイルを復元するソフトを使用することにより本件対象文書を復元することはできるのであるから、文書は不存在とはいえない。」としている。

しかし、行政文書管理規則第10条の規定により廃棄された文書は、廃棄された段階で、組織共用性を失うものと考えられる。そのため、廃棄された文書を復元したとしても、当該復元された文書は、組織共用性を欠くため、もはや行政文書とは認められない。したがって、条例に定める公開請求の対象にもならないものと解する。

また、異議申立人の主張するとおり、消去された電子データを回復するデジタル・フォレンジックの技法を用いれば、消去された電子データを復元することは可能であろう。

しかし、消去した電子データの復元には、費用を要する反面、前述したとおり復元された文書は行政文書とは認められないため、復元の費用を公費で負担することは、妥当性を欠くものといえる。

以上のとおりであるので、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

審査会の処理経過

| 年月日 | 処 理 内 容 |
|-----------|----------------------------------------------|
| 23. 2. 23 | 諮問（諮問第9号） |
| 2. 23 | 異議申立人に対し、情報公開・個人情報保護審査会 諮問通知書送付 |
| 2. 24 | 実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書 の提出要請 |
| 3. 8 | 行政文書一部公開決定理由説明書を受理 |
| 3. 9 | 審議（第27回審査会） |
| 3. 11 | 異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明 書の写しを送付及び意見書の提出要請 |
| 4. 13 | 審議（第28回審査会） |
| 5. 10 | 異議申立人から意見書提出 |
| 5. 12 | 実施機関に意見書（写し）送付 |
| 8. 15 | 審議（第31回審査会） 実施機関から行政文書一部公開決定理由説明の聴取 |
| 11. 14 | 審議（第33回審査会） 異議申立人から意見聴取 |
| 12. 26 | 審議（第34回審査会） |
| 24. 1. 26 | 審議（第35回審査会） |
| 24. 2. 13 | 答申 |